

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

建築物の使用用途を変更される方へ



既存の建築物をご活用される際は、**建築士等**へご相談ください。

用途地域について

建築物の使用用途を変更した場合、建築当時適法であっても、建築地の用途地域によっては、工場や作業所を営むことはできない場合があります。違法となる場合があります。可能な場合であっても、作業内容、原動機出力、面積などによって制限を受ける場合があります。

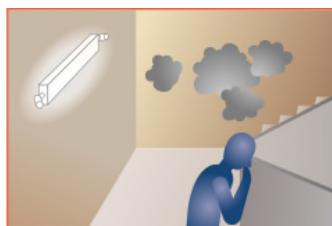


建築基準法に定められた基準について

建築当時、適法であった用途（倉庫であったものを工場や作業所へ等）変更した場合、必要となる建築設備が増える可能性があります。



排煙設備



非常用照明



内装制限

ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**

改修工事や用途変更は慎重に計画しましょう。

（違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。）

○建築基準法に関する相談
建築指導課建築審査係
TEL 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
TEL 0564-23-6816